

くらしの広場

[広域版]

徳島市 石井町 神山町 佐那河内村の相談窓口

発行 徳島市消費生活センター

令和6年1月号（奇数月発行）No.261

主な
内容1P:「簡単に稼げる」と言って
借金をさせる事業者に注意!
2P:遠隔操作アプリ3P:ご存じですか…新しい食のかたち「フードテック」
相談窓口から…屋根工事の点検商法のトラブルが増えています
4P:くらしの危険…電熱ウェアの異常発熱に注意

遠隔操作アプリを悪用 「簡単に稼げる」と言って借金をさせる事業者に注意！



「簡単に稼げる」と勧誘されて、副業や投資に関する情報商材を購入した後、高額なサポート契約を申し込んだがもうからないといった相談が寄せられています。最近の事例では、お金がないと断った消費者に対して、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる手口が目立っています。「借金してもすぐに元が取れる」と言われても、うまい話はありません。借金をすぐに返せる保証はなく、事業者に解約や返金を求めても突然連絡が取れなくなり、トラブルの解決が困難になる恐れもあります。勧誘トークをうのみにせず、借金をさせる事業者には注意しましょう。

事例
1

副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると遠隔操作アプリを通して借金の仕方を指南された。2社から合計100万円を借金したが、返済が苦しいので返金してほしい。

事例
2

遠隔操作アプリで画面共有をしながらFX自動売買ツールプランの勧説を受け、そのまま誘導されて50万円の借金を申し込んだ。副業の内容が理解できないので解約したい。

トラブルの流れ

1 副業サイトやSNS広告をみて副業や投資に興味をもち、登録する



「〇〇するだけ！」
「最短〇分！」

2 数千円程度の情報商材を購入する



3 「説明に必要」などと言われて資料の共有のために遠隔操作アプリをインストールする



4 画面共有での説明中にサポートプランを勧説され、「お金がない」と断ると、貸金業者から借りるように言われる



「簡単に稼げる！」
「すぐに元が取れる！」

5 画面共有をしたまま、相手から指示を受けてオンラインで貸金業者から借金をさせられ、事業者が勝手に引き出す



6 聞いていた通りにはもうからず、借金が残る



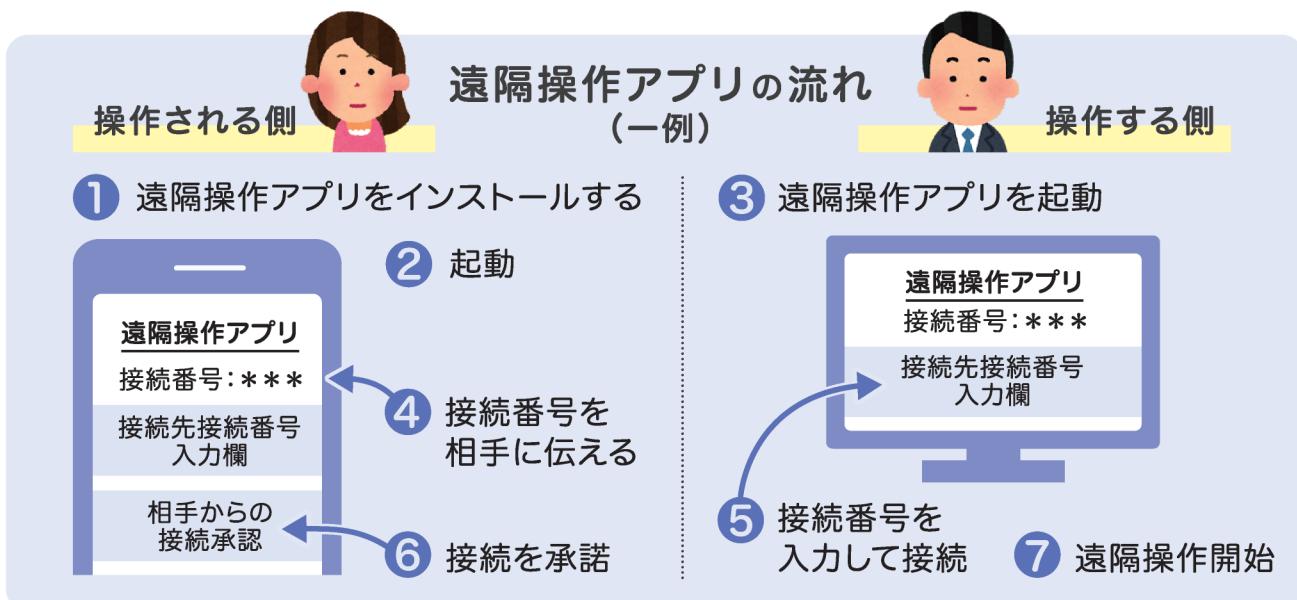
出典：国民生活センター 報道発表資料より



遠隔操作アプリ

遠隔操作アプリとは、自身のスマートフォンやパソコンに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら遠隔操作を行うアプリのことを指します。例えば、通信事業者がスマートフォンのユーザーサポートを行う場面などで利用されています。遠隔操作を受けている間は、自身の画面表示がそのまま相手に写し出されているので、対面しているかのような指示や案内を受けることができます。一方で、このアプリを悪用した事業者に誘導されて、複数の消費者金融から借金をしたというトラブルが発生しています。トラブルに巻き込まれないためにも遠隔操作アプリの仕組みを理解し、安易にインストールしないようにしましょう。

*遠隔操作される端末によっては、遠隔操作はできず、画面共有のみにとどまる場合があります。



■ 遠隔操作アプリを利用したサービスを受ける際の注意点

遠隔操作を許可する前に、遠隔操作を行う事業者名や連絡先、アプリの名前、作業内容や目的を確認する。

■ 遠隔操作を受ける場合のリスク

遠隔操作サポートを受けている間は、画面に表示された内容が相手に伝わるリスクが常にあります。画面から目を離さず、操作している内容を確認してください。あとから何をされたかさかのぼって調べることは困難です。

■ 事業者が不審な操作をしていると気づいた場合

画面転送や遠隔操作を中断させたい場合は、スクリーンロック状態にしてください。相手にはロックされている画面が転送されるだけになり、遠隔操作することが困難になります。また、不審な動きがみられた場合など即時切断したいときは、機内モード(無線LAN機能をオフ)にしたり、ルーターの電源を落としたりするなど、ネットワークを切断してください。

■ 事業者に不審な遠隔操作をされてしまった場合

サポートが終了した際には、遠隔操作アプリが終了しているかどうかを確認してください。遠隔操作の切断やアプリの終了が確認できない場合は、端末を再起動してください。また、アプリが不要の場合は、アンインストールしてください。もし、悪意のある相手にパスワードやクレジットカード情報などが伝わったと考えられるときは、すぐに変更しましょう。

参照:IPA「遠隔操作ソフト(アプリ)を悪用される手口に気をつけて!」

ご存じ
ですか

新しい食のかたち 「フードテック」

フードテック(FoodTech)とは、「Food」と「Technology」を組み合わせた造語であり、未来の食のかたちとして注目されています。2020年には農林水産省が「フードテック官民協議会」を立ち上げており、主なフードテックとして、次のものがあります。

■ プラントベース食品

植物由来の原材料を使用して作られる食品です。大豆などから作る代替肉を使ったハンバーガーなどが販売されています。

■ 培養肉

肉の細胞を培養して作る食品です。世界で初めてシンガポールが培養鶏肉を使用したチキンナゲットの安全性を評価して承認し、2020年12月に販売されています。日本でもベンチャー企業による研究・開発が進められていますが、厚生労働省による安全性の評価はまだこれからで、表示をどうするのかも課題となっています。

■ 昆虫食

環境負荷の低いコオロギなどの昆虫を衛生的に飼育し、その粉末をたんぱく資源として利用する食品です。日本ではイナゴなどが一部地域で食べられており、特に安全性審査は行われていません。しかし、食物アレルギーの観点から、エビなどの甲殻類やダニなどにアレルギーがある人は注意が必要とされています。

いずれも、消費者が安心して利用するためには、安全性確保や情報提供のしくみを整えることがこれから的重要な課題です。

出典:くらしの豆知識 2024年版

相談窓口 屋根工事の点検商法の トラブルが増えています

Q

業者が「瓦がずれている。無料点検してあげる」と来訪した。点検後、「このままだと雨漏りがする。工事は早いほうがよい」と言われ、その場で契約したが、急いで決めたことを後悔した。解約したい。

(70歳代 女性)

A

全国の消費生活センターには、「屋根工事の点検商法」に関する相談が増加しています。点検商法とは、「屋根が浮いている」などと言って事業者が訪問し、無料で点検した後、「すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおり、契約させる手口です。

トラブルを防ぐためには、突然訪問してきた事業者から、「無料点検をする」と言わっても、安易に応じないようにしましょう。また、断りきれずに点検を了承した場合でも、すぐに契約はせず、複数社から見積りを取るなど、十分に検討しましょう。

▼ こんなトーキーにご注意!

「近所の工事の挨拶にきました」「屋根が浮いているみたいですね。無料で点検してあげます」「ドローンで見ると屋根が傷んでいます」「瓦が飛んで近所にも迷惑がかかります」「今日契約したら特別に安くします」「保険金を使って修理できますよ」

くらしの豆知識

くらしの豆知識 2024年版 さしあげます

『くらしの豆知識』は、くらしに役立つ幅広い分野の知識・情報を分かりやすくまとめた冊子です。今年の特集は、「大人になる君の消費者力UP」「デジタル社会を生きる」の2本です。そのほか、契約に関する基礎知識、消費者トラブル、身近にひそむ危険、人生100年時代のマナー術など、最新の情報が満載です。くらしの中の「知りたいこと」「確かめたいこと」の情報源としてご活用ください。

ご希望の方は、徳島市消費生活センター、徳島市、石井町、神山町、佐那河内村の担当窓口にお越しください。



くらしの危険**電熱ウェアの異常発熱に注意**

電熱ウェアは、ジャケットやベスト、ブルゾンなどの衣服に、電熱線による発熱体を内蔵させた商品です。このほかにも、着脱可能な発熱体を衣服の専用ポケットに入れるタイプもあり、テレビやインターネットの通信販売、ホームセンターなどで目にする機会が増えています。

しかし、誤った取り扱いをすると異常発熱し、衣服が焦げたり、やけどをする危険性があります。

国民生活センターでは、①電熱ウェア内部の電線に負荷をかけないなど、丁寧に扱い、異常を感じたらすぐに使用を中止する。②取扱説明書や本体の注意表示をよく読み、理解してから使用する。③製造元や販売元、仕様が明示された商品を購入する。一などの注意を呼びかけています。

国民生活センター
「くらしの危険」▶



\ 徳島県と徳島県警による共同宣言 /

ストップ！特殊詐欺被害！宣言！

県内における特殊詐欺被害が急増しており、令和5年11月末時点の被害額が4億1,214万円と、昨年同期比の約6.3倍に上る深刻な状況です。そこで、「被害にあわない・あわせない」ための注意喚起を図るとともに、県民に警戒心を高めてもらうことを目的とした、知事と県警本部長による共同宣言「ストップ！特殊詐欺被害！宣言！」を発信しています。

共同宣言の内容

- 被害にあうかもしれない！という意識でストップ詐欺！
- 被害者に落ち度なし！県民みんなでストップ詐欺！
- 投資に必ずはありません！もうけ話に乗らずストップ詐欺！

徳島県消費者情報センター HP ▶



徳島市 石井町 神山町 佐那河内村にお住まいの方の相談窓口 徳島市消費生活センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地
アミコビル3階

1月の【くらしの講座】**テーマ****「資産運用について」**

日時 1月22日(月) 13:30~14:30

場所 アミコビル4階 シビックセンター活動室3

講師 徳島県金融広報アドバイザー

玄番芳江さん

定員 28人(先着順) ☎625-2326

2月の【くらしの講座】**テーマ****「特殊詐欺の被害と対策について」**

日時 2月19日(月) 13:30~14:30

場所 アミコビル4階 シビックセンター活動室3

講師 徳島中央警察署生活安全課 担当者

定員 28人(先着順) ☎625-2326

上記のテーマで講座を開催します。受講される方は、電話でお申し込みください。
受講は無料です。

消費生活相談 ☎ 088-625-2326

FAX 088-625-2365

開館日 平日(火曜日除く)・土・日曜日

相談受付時間 午前10時～午後5時

閉館日 火曜日・祝日・年末年始